

令和元年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和元年度11月補正予算等関係)

地域づくり推進部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

令和元年11月定例会議案説明資料目次

地域づくり推進部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算(第3号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		中部総合事務所地域振興局	2
		中山間地域政策課	3
	2 歳入歳出事項別明細書		4
	3 節の明細		7
4 繰越明許費に関する調書		8	
5 債務負担行為に関する調書		9	

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第6号	鳥取県税条例の一部を改正する条例	県民参画協働課	10

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	平成30年度鳥取県継続費精算報告書について	文化政策課	12
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (2) 鳥取県税条例等の一部を改正する条例(令和元年11月5日専決)	県民参画協働課	13

議案説明資料総括表

地域づくり推進部

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中部総合事務所 地域振興局	71,497	20,471	91,968		20,000		471	
中山間・地域交通局 中山間地域政策課	94,494	9,780	104,274				9,780	
地域づくり推進部 計	10,115,104	30,251	10,145,355		<14,600> 20,000		10,251	県費負担額 24,851

説明

(中部総合事務所)

・中部総合事務所1号館B棟冷暖房設備改修事業

20,471千円

(中山間地域政策課)

・空き家対策支援事業

9,780千円

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

中部総合事務所地域振興局（電話：0858-23-3988）

15目 総合事務所費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中部総合事務所1号館B棟冷暖房設備改修事業	1,159	20,471	21,630		<14,600> 20,000		471	県費負担額 15,071
トータルコスト	2,747	21,265	24,012	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.1人	0.3人	改修に係る工事請負費				
工程表の政策目標(指標)	適切な庁舎管理							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 中部総合事務所1号館B棟1階から3階までの冷暖房設備の老朽化部分を改修し、来庁者及び職員の利便性向上、夏季の熱中症対策等を図る。</p> <p>2 主な事業内容 総合事務所1号館B棟1階入札室、2階会議室、3階会議室の一部を全館冷暖房（中央熱源）方式から個別エアコン方式に変更する改修を実施する。</p>								

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

8 款 土木費

1 項 土木管理費

中山間地域政策課 (内線: 7 3 9 0)

4 目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
空き家対策支援事業	8,000	9,780	17,780				9,780	
トータルコスト	10,381	10,574	20,955	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.1人	0.4人	申請書の審査、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

適切な管理が行われていない空き家が老朽化等により、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に著しい影響を及ぼす問題が顕在化しており、放置すれば更に深刻な影響を与える恐れもあることから、空き家の実態調査や除却補助を行う市町村に対し、費用の一部を支援する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	内 容
老朽危険空き家等除却支援事業 (間接補助事業)	9,780	老朽危険空き家等の所有者等へ当該空き家等の除却経費を補助する市町村に対して、経費の一部を支援する。 ・対象経費: 危険空き家等の解体、撤去、処分、整地の支援に要する経費 ・補助上限: 上限なし ※ただし、国の標準除却費(26千円/平方メートル)に補助率を乗じた金額以下であること ・負担割合: 国 2/5、県 1/5、市町村 1/5、所有者 1/5 ※対象が蔵等の非住家のみ場合は国 1/3、県 1/6、市町村 1/6、所有者 1/3
合計	9,780	

※市町村から報告があった申請見込み額が、当初予算を上回る額であるため補正を行うもの。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・空き家問題の顕在化等に伴い、平成 24 年 1 月より空き家対策に係る条例の必要性や県と市町村との役割等について検討を開始し、同年 12 月には、県と市町村が協力して「鳥取県空き家対策協議会」を設置し、市町において空き家対策に関する条例の制定が行われるなど、早くから県と市町村が連携して空き家対策の取組を進めてきた。
- ・平成 27 年度には老朽危険空き家等除却支援制度を創設し、平成 29 年度には同支援制度を国の補助制度と一元化するとともに、中部地震の復興促進のため被災建物の除却に関する補助上限額を撤廃した。さらに、令和元年度からは被災の有無に拘わらず全ての危険空き家について補助上限額を撤廃する等、市町村が進める空き家対策の取組に応じて制度改善を重ね、危険空き家の除却促進を図っている。
- ・こうした取組により、危険空き家の除却補助を実施する市町村数は昨年度末時点の 11 市町から 14 市町に増加するとともに、今年度の老朽危険空き家等除却支援事業は令和元年 9 月末時点で 31 件の実績があり、当初予算額を超えて実施される見込みとなっている。(H30 年度実績: 34 件)
- ・少子高齢化の進展により空き家数は増加の一途にあり、今後とも、空き家利活用に向けた取組や、将来の危険空き家化の予防に繋がる施策の打ち出しも必要となっている。

令和元年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
				うち地域づくり推進部					
	補正前	補正額	補正後				1項 総務管理費		
補正前				補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	578,157		578,157	147,176		147,176	6,969		6,969
2 給 料	3,146,238		3,146,238	798,798		798,798			
3 職員手当等	4,729,707		4,729,707	401,143		401,143			
4 共 済 費	1,158,708		1,158,708	295,625		295,625	1,113		1,113
5 災 害 補 償 費	500		500						
6 恩給及び退職年金	10,020		10,020						
7 賃 金	22,809		22,809	2,589		2,589			
8 報 償 費	236,842		236,842	16,795		16,795	2,105		2,105
9 旅 費	231,012	1,000	232,012	47,095		47,095	3,174		3,174
費用弁償	23,972		23,972	9,947		9,947	92		92
普通旅費	161,235		161,235	23,742		23,742	2,450		2,450
特別旅費	45,805	1,000	46,805	13,406		13,406	632		632
10 交 際 費	2,800		2,800	300		300	200		200
11 需 用 費	585,960		585,960	98,747		98,747	30,137		30,137
12 役 務 費	556,293	800	557,093	53,212		53,212	13,837		13,837
13 委 託 料	5,355,695	22,994	5,378,689	2,263,631		2,263,631	83,703		83,703
14 使用料及び賃借料	838,153		838,153	30,921		30,921	9,917		9,917
15 工 事 請 負 費	3,352,118	73,152	3,425,270	2,535,480	20,471	2,555,951	3,826	20,471	24,297
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費	62,690		62,690	62,484		62,484			
18 備 品 購 入 費	167,033		167,033	30,096		30,096	1,008		1,008
19 負担金、補助及び交付金	8,784,428	18,264	8,802,692	3,248,341		3,248,341	4,083		4,083
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	33,723		33,723	31,923		31,923			
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	95,734		95,734	193		193			
26 寄 付 金	5,940	70,206	76,146						
27 公 課 費	206		206						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	30,124,966	186,416	30,311,382	10,064,549	20,471	10,085,020	160,072	20,471	180,543
財 源 内 訳	国庫支出金	2,515,368	2,515,368	585,125		585,125	1,501		1,501
	地方債	5,693,000	72,000	5,765,000	2,980,000	20,000	3,000,000	4,000	20,000
	その他	2,047,540	80,000	2,127,540	851,127		851,127	4,987	4,987
	一般財源	19,869,058	34,416	19,903,474	5,648,297	471	5,648,768	149,584	471

令和元年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目 節				8款 土木費					
							うち地域づくり推進部		
	15目 総合事務所費								
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	4,563		4,563	284,477	102	284,579			
2 給料				1,998,906		1,998,906			
3 職員手当等				1,001,567		1,001,567			
4 共済費	738		738	728,019		728,019			
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金				521		521			
8 報償費	5		5	8,679		8,679			
9 旅費	2,224		2,224	42,144	1,195	43,339			
費用弁償	24		24	2,492	1,195	3,687			
普通旅費	2,200		2,200	37,384		37,384			
特別旅費				2,268		2,268			
10 交際費	200		200	100		100			
11 需用費	28,181		28,181	590,391		590,391			
12 役務費	7,878		7,878	170,655		170,655			
13 委託料	69,364		69,364	7,875,092	187,468	8,062,560	1,800		1,800
14 使用料及び賃借料	7,090		7,090	275,993		275,993			
15 工事請負費	3,828	20,471	24,297	28,659,598	118,500	28,778,098			
16 原材料費				9,936		9,936			
17 公有財産購入費				931,467		931,467			
18 備品購入費	1,008		1,008	330,227		330,227			
19 負担金、補助及び交付金	4,006		4,006	8,117,982	10,780	8,128,762	21,920	9,780	31,700
20 扶助費									
21 貸付金				3,057		3,057			
22 補償、補填及び賠償金				1,871,364		1,871,364			
23 償還金、利子及び割引料				4,000		4,000			
24 投資及び出資金				300,069		300,069			
25 積立金				161,116		161,116			
26 寄付金									
27 公課費				7,556		7,556			
28 繰出金				15,380		15,380			
予備費									
計	129,083	20,471	149,554	53,388,296	318,045	53,706,341	23,720	9,780	33,500
財 国庫支出金				17,977,703	142,827	18,120,530	5,625		5,625
源 地方債	4,000	20,000	24,000	23,310,000	159,000	23,469,000			
内 その他	3,378		3,378	1,813,595		1,813,595	797		797
訳 一般財源	121,705	471	122,176	10,286,998	16,218	10,303,216	17,298	9,780	27,078

令和元年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目 節							地域づくり推進部 合計		
	1項 土木管理費						補正前	補正額	補正後
	補正前	補正額	補正後	4目 建築指導費					
				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬							147,232		147,232
2 給 料							798,798		798,798
3 職員手当等							401,143		401,143
4 共 済 費							295,625		295,625
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金							2,589		2,589
8 報 償 費							17,054		17,054
9 旅 費							47,118		47,118
費用弁償							9,947		9,947
普通旅費							23,765		23,765
特別旅費							13,406		13,406
10 交 際 費							300		300
11 需 用 費							98,765		98,765
12 役 務 費							53,549		53,549
13 委 託 料	1,800		1,800	1,800		1,800	2,270,546		2,270,546
14 使用料及び賃借料							30,943		30,943
15 工 事 請 負 費							2,535,480	20,471	2,555,951
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費							62,484		62,484
18 備 品 購 入 費							30,096		30,096
19 負担金、補助及び交付金	18,700	9,780	28,480	18,700	9,780	28,480	3,291,266	9,780	3,301,046
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金							31,923		31,923
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金							193		193
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	20,500	9,780	30,280	20,500	9,780	30,280	10,115,104	30,251	10,145,355
財 源 内 訳	国庫支出金	5,625		5,625	5,625		5,625		592,850
	地方債						2,980,000	20,000	3,000,000
	その他	797		797	797		797		851,924
	一般財源	14,078	9,780	23,858	14,078	9,780	23,858	5,690,330	10,251

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
8 款 土木費		
1 項 土木管理費		
4 目 建築指導費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県老朽危険空き家等除却支援事業補助金	9,780

繰越明許費に関する調書

追加

(単位:千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳			備考
							国庫補助金	起債	その他	
2	総務費	1	総務管理費	15 総合事務所費	21,630	20,471		20,000	471	熱中症対策等により冷暖房設備整備の需要が高まっており、業者決定から設備調達までの時間を勘案すると、年度内の完成が困難なため。
2	総務費	2	企画費	6 文化財保護費	10,401	1,350			1,350	青谷上寺地遺跡から出土した弥生時代人骨の復顔について、核DNAの分析が現在も継続しており、復顔に必要となるデータの解析が今年度中に完了せず、年度内完了が困難なため。
地域づくり推進部 合計					32,031	21,821		20,000	1,821	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国庫支出金	地方債	その他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
令和元年度 埋蔵文化財センター 清掃業務委託	とっとり弥生の 王国推進課	988			令和2年度	988				988
令和元年度 埋蔵文化財センター 機械整備業務委託	とっとり弥生の 王国推進課	529			令和2年度	529				529
令和元年度 東部庁舎清掃業務委託	東部地域振興 事務所	23,880			令和2年度	23,880				23,880
令和元年度 東部庁舎施設総合保 守管理業務委託	東部地域振興 事務所	62,931			令和2年度から 令和4年度まで	62,931				62,931
令和元年度 東部庁舎植栽管理業 務委託	東部地域振興 事務所	2,336			令和2年度から 令和4年度まで	2,336				2,336
令和元年度 東部庁舎機械整備業 務委託	東部地域振興 事務所	264			令和2年度	264				264
令和元年度 東部庁舎電話交換機 保守点検業務委託	東部地域振興 事務所	2,469			令和2年度	2,469				2,469
令和元年度 中部総合事務所警備 業務委託	中部総合事務 所地域振興局	28,473			令和2年度から 令和4年度まで	28,473				28,473
令和元年度 中部総合事務所建築 物環境衛生管理業務 委託	中部総合事務 所地域振興局	2,889			令和2年度から 令和4年度まで	2,889				2,889
令和元年度 西部総合事務所警備 業務委託	西部総合事務 所地域振興局	20,100			令和2年度から 令和3年度まで	20,100				20,100
令和元年度 西部総合事務所清掃 業務委託	西部総合事務 所地域振興局	21,600			令和2年度から 令和3年度まで	21,600				21,600
令和元年度 西部総合事務所機械 整備業務委託	西部総合事務 所地域振興局	250			令和2年度	250				250
令和元年度 西部総合事務所樹木 管理業務委託	西部総合事務 所地域振興局	1,800			令和2年度から 令和4年度まで	1,800				1,800

条例名等

鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 提出理由

寄附金税額控除の対象として指定している法人の指定の期間を更新する。

2 概要

個人県民税の寄附金税額控除の対象としている特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対して支出された寄附金の当該寄附金税額控除の指定の期間を令和2年1月1日から令和6年12月31日まで(現行 平成27年1月1日から令和元年12月31日まで)に更新する。

3 施行期日等

- (1) 施行期日は、令和2年1月1日とする。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

【参考】

<控除対象寄附金の状況>

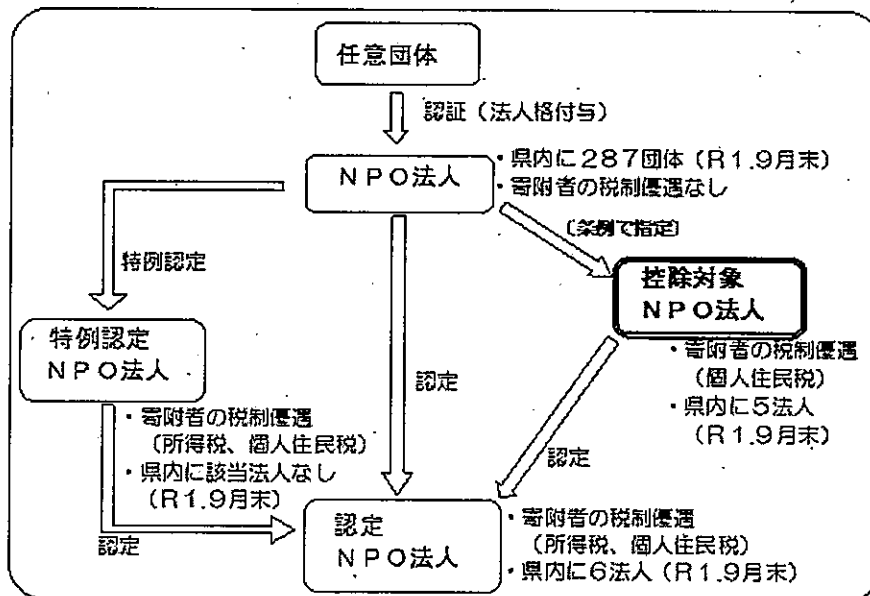
控除対象寄附金に係る法人等の区分		適用状況
1	都道府県、市町村(ふるさと寄附金)	○
2	共同募金会、日本赤十字社	○
3	特定公益増進法人 (独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法事等)	★ } 条例で包括的に指定 (指定済)
4	認定特定公益信託	
5	認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)	
6	控除対象特定非営利活動法人(控除対象NPO法人)	★ 条例で個別に指定(今回指定する法人の適用区分)

注) ○: 全国一律に控除対象となるもの ★: 条例で指定することで控除対象となるもの

<今回指定を更新する法人の概要>

- ・名称 特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会
- ・主たる事務所の所在地 鳥取市瓦町601
- ・設立年月日 平成20年5月15日
- ・事業内容 自閉症児・者等の療育、余暇活動及び文化・芸術活動の推進・啓発、本人・家族及び関係者等に対する相談・情報提供事業、自閉症児・者等に対する就労支援及び生活支援、調査研究等の受託事業等

<認定NPO法人及び控除対象NPO法人等の関連イメージ>



提出理由及び概要

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。			(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。		
名称	主たる事務所の所在地	期間	名称	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	<u>令和2年1月1日</u> <u>から令和6年</u> <u>12月31日まで</u>	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	<u>平成27年1月1日</u> <u>から令和元年</u> <u>12月31日まで</u>
略			略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県税条例第24条の4第4項に規定する特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。

報告第1号

平成30年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較					
				左の財源内訳		支出済額	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		比較		
				特	定		財	源		内	訳		特	定		財	源
国庫支出金	地方債	その他	一般財源	国庫支出金	地方債	その他	一般財源	国庫支出金	地方債	その他	一般財源	国庫支出金	地方債	その他	一般財源		
			28	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		倉吉未来館	28	14,474,000			14,474,000						14,474,000				14,474,000
		中心事業	29	153,530,000			28,530,000			158,164,800			41,184,800				△ 4,634,800
	2	企画費	30	272,455,000			55,455,000			238,442,520			41,442,520				34,012,480
	2	総務費	計	440,459,000			98,459,000			396,607,320			82,607,320				14,012,480
																	15,851,680

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (2)鳥取県税条例等の一部を改正する条例(令和元年11月5日専決) (鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 情報通信の技術を利用する方法による手続等について定めた規定中引用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名等を改める。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日とする。</p>

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 略

(鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年鳥取県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(情報通信の技術を利用する方法による手続等) 第20条 法第74条に規定する手続については、規則で定めるところにより、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条から第8条までの規定を適用する。</u> 2 略	(情報通信の技術を利用する方法による手続等) 第20条 法第74条に規定する手続については、規則で定めるところにより、 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第5条までの規定を適用する。</u> 2 略

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第3条 略

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日から施行する。